

柏市立酒井根小学校PTA会則

第1章 名 称

- 第1条 本会は柏市立酒井根小学校PTAと称し、事務所を酒井根小学校内におく。

第2章 目的および活動

- 第2条 本会は保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における児童の幸福を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的をとげるために次の活動をする。
- 1 民主的教育の理解と推進につとめる。
 - 2 家庭と学校と緊密な連絡によって児童の健全な心身の発達を図る。
 - 3 児童の生活環境をよくする。

第3章 方 針

- 第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって行動する。
- 1 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
 - 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような事を行わない。
 - 3 本会または本会の役員の名で、公私の選挙の候補者は推薦しない。
 - 4 学校の人事その他管理には干渉しない。

第4章 会 員

- 第5条 次のものは本会の会員たる資格を有する。
- 1 酒井根小学校に在学する児童の保護者、またはこれに代わる人。
 - 2 酒井根小学校に勤務する教職員。

第5章 会 計

- 第6条 本会の経費は会費、寄附金その他の収入をもって支出する。
- 第7条 本会の会費は一世帯月額300円とする。
- 第8条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役 員

- 第9条 本会に次の役員をおく。
- 会長1名 副会長2名 書記3名（内教員1名）
会計3名（内教員1名）
- 第10条 役員および会計監査の任期は次の通りにする。
- 1 役員および会計監査は任期1年とする。ただし再任することができる。
 - 2 やむを得ない場合で離職する場合は代理のものをおくことができる。任命はPTA会長の一任とする。代理の任期は前任者の任期満了とする。
- 第11条 役員および会計監査の選出は次の通りに行う。
- 1 本部代表2名、各種部会より代表1名ずつ、学校代表2名から推薦委員会をつくる。
 - 2 推薦委員会は正副会長、書記、会計および会計監査1名、各々について候補者を選出する。
 - 3 推薦委員会は、候補者の中から推薦順位などを参考にし、適当とおもわれる役職についての指名をし、発表前に候補者の同意を得る。
 - 4 推薦委員会は少なくとも総会予定日3日前までに候補者名を会員に通知する。

- 第12条 役員および会計監査の任務は次の通りである。
- 1 会長は本会を代表として総会および運営委員会を招集し、その他いっさいの会務を総括する。
 - 2 副会長は会長を補佐して、会長に事故があるときは代理を務める。
 - 3 書記は総会ならびに運営委員会の議事を正確に記録保存して速報する。
各種会合の通知を発送する。
 - 4 会計は金銭の収支にあたり、それを記録して毎月運営委員会に収支状況を報告する。
 - 5 会計は監査を経た年間収支決算を総会に報告する。
 - 6 会計監査はその年度の会計について監査し、総会において監査結果を報告する。

第7章 総 会

- 第13条 定期総会は年に1回開かれる。総会は事業報告、決算の承認、本年度事業計画および予算の審議、役員の選出、その他重要事項に関する審議ならびに承認を行う。
- 第14条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の2以上の要求があったとき開かれる。
- 第15条 総会は本会の最高決議機関であり、会員の3分の1以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
ただし出席は委任状をもってかえることができる。
社会情勢により、書面決議になることもある。

第8章 運営委員会および部会

- 第16条 会務を遂行するため運営委員会、学級部会、各種部会（学年部、広報部、文化部、校外生活部）を設ける。
その構成、任務は次の通りである。
- 1 運営委員会は本部役員、各種部会の部長・副部長を含む代表、校長、教頭をもって構成し、総会の意に基づいて一般の会務および緊急事項について協議する。
社会情勢により、流会、中止となることもある。
 - 2 学級部会は各学級において構成し、学級委員（学年部、広報部、文化部、校外生活部）を選出し、学級としての必要な活動をする。
（あおぞら学級は、交流学級に属する）
 - 3 各学級委員の部長・副部長は、各学級より選出された部員の中から互選する。
 - 4 本学区は酒井根支部、酒井根1支部、酒井根2支部、酒井根3支部、南増尾1支部、南増尾3支部、青葉台支部、松野台支部とする。
また各支部は地域の状況に応じて設けることができる。
- 第17条 学級部会および各種部会の計画について重要な事項は、運営委員会の審議を経なければならない。
- 第18条 運営委員会は定員の3分の2以上の出席をもって成立とする。
- 第19条 運営委員会および部会の委員の任期は1年とし、再任することができる。
- 第20条 校長は必要に応じて各会議に出席して意見をのべることができる。
- 第21条 会長は運営委員会の議を経て、この会則に反しない限りにおいて、その細則を定めることができる。
- 第22条 会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。
ただし、改正案の提出においては、総会の前に会員に通知しなければならない。

第9章 個人情報の取扱い

- 第23条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「柏市立酒井根小学校PTA個人情報取扱規約」に定め、適正に運用するものとする。

付 則

第24条 この会則は昭和46（1971）年4月1日より実施する。

昭和49（1974）年4月27日一部改正
 昭和51（1976）年4月24日一部改正
 昭和52（1977）年4月30日一部改正
 昭和56（1981）年5月 2日一部改正
 昭和58（1983）年4月30日一部改正
 昭和60（1985）年4月27日一部改正
 昭和61（1986）年4月26日一部改正
 平成 4（1992）年4月25日一部改正
 平成 5（1993）年4月24日一部改正
 平成 8（1996）年4月20日一部改正
 平成 9（1997）年4月19日一部改正
 平成12（2000）年4月20日一部改正
 平成15（2003）年4月21日一部改正
 平成16（2004）年4月20日一部改正
 平成17（2005）年4月20日一部改正
 平成19（2007）年4月23日一部改正
 平成29（2017）年4月26日一部改正
 平成31（2019）年4月22日一部改正
 令和 3（2021）年4月23日一部改正

第6章 第9条
 第6章 第11条
 第7章 第15条
 第8章 第16条 1